



税金の納め方 マニュアル

Powered by
Sony Biz Networks Corporation

Somulier
[ソムリエ]

◆ もくじ ◆

1. はじめに	1
2. 企業が納める主な税金一覧	1
3. 税金用語解説	2
4. 法人税	3
5. 消費税	8
6. 法人住民税	9
7. 法人事業税	10
8. 地方法人税	12
9. 固定資産税	13
10. さいごに	14

はじめに

企業の大切な責務の一つとして、「納税」が挙げられます。企業は原則として各事業年度終了日の翌日から 2 ヶ月以内に法人税や消費税の納税が必要となるほか、それ以外にも様々な税金を納める必要があります。

期限内に適切に納税していない場合、罰則的な税である加算税や延滞税などが課される可能性もあることから、経理担当者にとって、企業が納めるべき税金を把握した上で適切に納税することが欠かせません。

また、いつどれくらいの納税が必要となるかを把握することは、キャッシュフローの観点からも重要だといえます。

今回は、企業が納めるべき税金の種類や納付時期、計算方法について解説します。

企業が納める主な税金一覧

企業が納めなくてはならない税金には様々なものがあります。正しく税金を納めるためにも、どのような場合に、何に対して、どのような税が課されるかを把握しておくことが重要です。企業が納める税金として、まずは以下の 9 種類を押さえておくようにしましょう。

① 国税：国に納める税金

- 法人税…法人の事業活動によって生じた利益に対して課される税
- 消費税…物品の販売やサービスの提供に対して課される税
- 印紙税…契約書や領収書等を作成したときに課される税
- 登録免許税…会社についての登記や登録、許可、認可について課される税
- 地方法人税…法人税の額に対して課される税

② 地方税：都道府県や市町村に納める税金

- 法人住民税…都道府県や市町村に事務所を有する場合に課される税
- 法人事業税…法人の事業活動によって生じた利益に対して課される税
- 固定資産税…固定資産を所有している場合に課される税
- 都市計画税…土地や家屋を所有している場合に課される税

今回は、この中でも特に重要な法人税、消費税、法人住民税、法人事業税、地方法人税、固定資産税について解説します。

税金用語解説

税金に関しては、専門的な用語が多くあります。企業が納める税金について詳しく解説する前に、まずは、前提となる知識として、税金に関する用語を解説します。

- 法人…法人税を納める義務のある法人は、おおむね以下の4種類です。法人税以外にも、法人が納めなければならない税金の納税義務者は法人税の納税義務者が基準となっていることが多いため、最初に押さえておくといいでしょう。
 - (1) 普通法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社など）
 - (2) 協同組合等（農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫など）
 - (3) 公益法人等（公益社団法人、公益財団法人、学校法人、宗教法人など）
 - (4) 人格のない社団等（親善等を目的とする団体、PTA、学会など）

なお、公共法人（地方公共団体、日本政策金融公庫、日本放送協会など）には納税の義務がありません。

- 事業年度…法人税法上、法人が定款などで定めた会計期間・会計年度が「事業年度」とされ、その期間は1年以内とされています。なお、事業年度の途中で法人が解散した場合、解散の日までの期間を「みなし事業年度」として考えます。
- 課税標準…税額を算出する上で基礎となる金額のことをいいます。この額に税率をかけることで、税額を求めることができます。
- 比例税率…課税標準の大小に関係なく、一定の割合を適用する場合の税率です。
- 超過累進税率…課税標準をいくつかの段階に区分して、段階毎に順次高くなる税率を適用する税率です。
- 標準税率/制限税率…地方税において用いられる税率です。標準税率と制限税率の間で各地方団体が税率を定めます。

- 外形標準課税…法人事業税において、付加価値や資本金などの「外形基準」によって課税することです。事業規模に応じて公平に課税することを目的として導入されました。
- 確定申告…事業年度の終了後に、法人が株主等から承認を受けた確定決算に基づいて所得金額や法人税額等、法人税法に定められた事項を記載した申告書を作成し、所轄の税務署に提出する手続きのことをいいます。法人税や法人税を基準とする税金は、法人の確定決算に基づいて税額を決定するため、確定申告の手続きが必要となります。
- 中間申告…事業年度の中間点で納税をするための手続きのことをいいます。事業年度が6ヶ月を超える普通法人は、原則として事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に中間申告書を提出しなければなりません。
- 減価償却…法人が事業のために使用する建物、機械等の固定資産（減価償却資産）を取得するために支出した費用について、その全額を取得した事業年度の費用とするのではなく、年々減価する部分に相当する金額を費用として継続的に計上する手続きのことをいいます。

法人税

法人税は、法人の事業活動によって生じた収益（所得）に対して課される国税です。

- 納税義務者
法人税の納税義務者は、日本国内に本店を有する普通法人や協同組合等が主となり、公益法人等と人格のない社団等については、収益事業を営む場合に限り納税義務者となります。一方、公共法人には納税の義務がありません。
- 納税場所
納税場所は原則として、本店または主たる営業所を所轄する税務署です。
- 納付時期
法人税の納付義務は各事業年度の終了時に成立します。事業年度が終了した後、「確定申告書」を所轄税務署に、原則として各事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に提出する義務があります。そして、その申告書に記載された法人税額を、その申告書の提出期限までに納付しなければなりません。

法人税の計算方法

- 課税標準

法人税の課税標準の主なものは、法人の各事業年度の所得です。法人税における「所得」は、会計上の「利益」とは少し異なります。会計上の利益は、企業の財政状態を正しく認識し、利害関係者に情報提供することが目的で計算されますが、法人税上の所得は、公平・適正な税負担のための調整等を目的として計算されることがその理由です。

- 課税所得の計算方法

各事業年度の所得額は、当該事業年度の「益金の額」から「損金の額」を差し引いた金額とされます。

法人税における「所得」と会計上の「利益」は完全には一致しませんが、益金は売上高や営業外収益等と、損金は売上原価や販管費、営業外費用と一致する部分が多くなっていることから、益金や損金の額は、確定した決算から算出した利益を「税務調整」することで求められます。

会計上の利益から税務上の所得を求める税務調整としては、「(1)益金算入」「(2)益金不算入」「(3)損金算入」「(4)損金不算入」という4パターンがあります。

(1)益金算入…企業会計上の収益としては計上しませんが、法人税法上の益金としては計上することをいいます。(例：売上の計上モレ等)

(2)益金不算入…企業会計上の収益として計上しますが、法人税法上の益金としては計上しないことをいいます。

- 受取配当等

法人が国内の他の法人から配当等を受けた場合には、その受取配当等は、企業会計上では収益として計上されますが、法人税法上はその配当等の額の全額または一部の金額を益金に算入しないと定められています。これは、法人は株主の集合体であるという考えから、法人と個人による二重課税を防ぐ目的があります。

- 還付金等

法人税や地方住民税など、納めすぎた税金は還付されます。その還付金の受け入れによる収益は、益金として算入しません。こちらもまた、二重課税を防ぐことが目的とされています。

➤ 資産の評価益

法人の有する資産の時価が帳簿価額（資産取得時の価格）を上回った場合に評価換えをすると評価益が発生しますが、評価益は益金として算入されません。

なお、例外として、以下の場合は資産の時価を限度として益金の額に算入します。

- 1.内国法人が会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定に従って評価換えをする場合
- 2.内国法人について再生計画認可の決定があったこと等により評価換えをする場合
- 3.保険会社が保有株式の評価換えをする場合

➤ 受贈益

完全支配関係がある法人間の受贈益は益金の額に算入されません。

(3)損金算入…企業会計上の費用として計上しませんが、法人税法上の損金としては計上することをいいます。

➤ 圧縮記帳

圧縮記帳とは、補助金等で取得した有形固定資産の取得価額をその補助金等に相当する額だけ減額し、その減額した部分を損金の額に算入する制度であり、これにより、その年度の税負担を軽減させることができます。

これは、せっかく交付された補助金に税金がかかってしまうことで、十分な投資ができず本来の補助金の意味をなさなくなってしまう、という事態を避けるために設けられています。

➤ 繰越欠損金

欠損金とは、損金が益金の額を超えた部分の金額のことです。損金や益金の計算は各事業年度で行うため、前期以前に生じた欠損金額を当期の損金の額に算入することは原則的には認められませんが、この例外として繰越欠損金の制度があります。青色申告書を提出した事業年度の「欠損金額の繰越控除制度」がその例外です。各事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた税務計算上の欠損金で、それに関わる帳簿書類を保存している場合は、その欠損金額を当期の所得金額の50%に相当する金額を限度として所得金額から控除できます。

(4)損益不算入…企業会計上の費用として計上しますが、法人税法上の損金としては計上しないことをいいます。

➤ 役員給与

役員という経営にかかわる立場にある者の給与は、以下の条件を満たさない場合は損金として算入しません。

- 1.定額同額給与
- 2.事前確定届出給与
- 3.利益連動給与

役員給与の不相当に高額な金額や役員退職給与は損金に算入しないとされていますが、「不相当」の基準は、その役員の職務内容、法人の収益状況、他の使用人に対する給与の支給状況、同業種同規模法人の役員給与の支給状況等に照らし合わせる「実質基準」と、定款や株主総会で定めた金額の範囲と照らし合わせる「形式基準」があります。また、役員の親族など特定関係がある使用人の給与も、不相当に高額な場合は損金不算入とされています。

➤ 交際費等

交際費等が巨額になっていることが問題となり、その支出を抑制する目的で、損金として算入しないこととされています。ただし、従業員の福利厚生のための旅行等による支出や、飲食費のうちその飲食費を飲食に参加した人数で割った額が5000円以下となる場合の支出、広告宣伝のためのカレンダーや手帳等の作成のための支出、会議に関連してお茶菓子や弁当程度のもてなしをするための支出、出版、放送のための取材費等の支出に関しては、交際費等から除かれます。

➤ 寄附金

寄附金は、法人が無償で与えた金銭・資産・経済的な利益のことをいい、限度額を超える寄附金については損金不算入とされています。これは、法人が支出する費用は法人の事業活動に必要なものでなくてはならないと考えられており、過度な寄附金はそれに該当しないためです。限度額の計算式は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} & \text{期末資本金等の額} \times \text{当期の月数}/12 \times 0.0025 = \text{資本金基準額} \\ & \text{当期の所得の金額} \times 0.025 = \text{所得基準額} \\ & (\text{資本金基準額} + \text{所得基準額}) \times 1/4 = \text{損金算入限度額} \end{aligned}$$

➤ 減価償却費

減価償却費には限度があり、その限度を超えた額は損金不算入とされています。

「償却限度額」は、法人が選定した定額法、定率法等の償却の方法に基づいて、法定耐用年数、残存価額等を基礎として計算されます。

● 税率

税率は、比例税率で平成 29 年 4 月現在「23.4%」となっています。なお、中小企業者等に対する税負担の軽減を目的として、資本金 1 億円以下の法人は、所得額のうち年 800 万円以下の部分に対しては税率 15%とされています。公益法人等については、別途税率が定められています。

法人税の申告方法

● 確定申告

確定申告書に記載すべき事項は、法人名、納税地、代表者名、事業年度、所得金額または欠損金額、法人税の額、所得税額等の還付金額、中間納付額の控除金額、中間納付額の還付金額などが挙げられます。

また、確定申告書は、法人の決算を基礎としているため、その基礎となった決算書を併せて提出することが必要です。具体的には、(1)貸借対照表、(2)損益計算書、(3)株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表、(4)貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書、(5)事業等の概況に関する書類、(6)その他組織再編成に関する明細書の 6 つを添付しなければなりません。

● 中間申告

中間申告には、前期実績を基準とする「予定申告」と「仮決算に基づく中間申告」の 2 種類がありますが、原則的に予定申告で行います。なお、「前期基準額＝前期分の法人税額÷前事業年度の月数×6」が 10 万円以下のときは申告不要とされています。

● 青色申告

複式簿記による記帳義務を負う申告方法であり、青色申告を行うことで、税法上で定められた各種特典（欠損金の繰越制度など）が受けられます。青色申告を行う場合は、事前に所轄税務署への申請が必要です。

消費税

消費税は、原則として全ての物品の販売やサービスの提供を課税対象とし、全ての取引段階で、それぞれの事業者の取引金額に対して課される間接税です。

事業者の取引金額に対する税額分は、その事業者の販売する物品やサービスの価格に上乘せられて次々と転嫁され、最終的には消費者が負担するというシステムになっています。

なお、有価証券、金融、保険取引などの資本移転・金融取引等や、医療、福祉、教育、住宅の貸付け等は、課税の対象となりません（非課税）。また、消費税は国内で消費される物品やサービスに対して課されるため、国外で消費されるものには課税されません（免税）。

● 納税義務者

国内取引において、製造、卸、小売等の各段階にある事業者が消費税の納税義務者とされます。ただし、前々事業年度における課税売上高が 1000 万円以下の事業者は、納税義務が免除されます。

国外取引（輸入取引）においては、保税地域から課税貨物を引き取る事業者が納税義務者とされています。

● 納税場所

納税場所は原則として、本店または主たる営業所の所轄税務署です。

● 納付時期

消費税の納付義務は、法人税と同様、各事業年度の終了時に成立します。事業年度が終了した後、「確定申告書」を所轄税務署に、原則として各事業年度終了日の翌日から 2 ヶ月以内に提出する義務があります。そして、その申告書に記載された消費税額を、その申告書の提出期限までに納付しなければなりません。

消費税の計算方法

● 納付税額

消費税の納付税額は、課税標準を「消費税を課税する前の事業年度内の売上高」とし、それに消費税率 6.3%をかけて算出した額から、同期間中の「税込みの仕入れ（仕入高＋その他費用）」に含まれた税額を差し引いて求めます。加えて、その消費税額に 17/63 を掛けた額が地方消費税額です。消費税を納税する際は、消費税額と地方消費税額を合わせた額が納付税額となります。

- 簡易課税制度

前々事業年度における課税売上高が 5000 万円以下の中小企業は、納税にかかる事務の負担を軽減させるため、課税売上に対する消費税額のみから納付税額を計算することができる「簡易課税制度」の適用が認められています。

消費税の申告方法

国内取引の場合は、法人税の場合と同様、確定申告と中間申告を行います。ただし、中間申告については、直前の事業年度における確定消費税の額によって申告回数異なります。

- (1)確定消費税額が 4,800 万円超だった場合：11 回
- (2)400 万円超～4,800 万円以下だった場合：3 回
- (3)48 万円超～400 万円以下だった場合：1 回
- (4)48 万円以下だった場合：中間申告は不要

輸入取引の場合は、課税貨物を保税地域から引き取る際に、税関に申告し、関税とともに納付することとされています。

法人住民税

法人住民税は、道府県民税（東京都の場合は都民税）や市町村民税（東京都の特別区の場合は特別区民税）と呼ばれる地方税です。企業活動に結びついた行政サービスを行うために必要な経費を法人が負担するために設けられています。

- 納税義務者

道府県民税の場合、下記のいずれかの法人が納税義務者となります。

- (1)道府県内に事務所または事業所を有する法人
- (2)道府県内に寮等を有する法人で、その道府県内に事務所又は事業所を有しない法人

市町村民税の場合も同様に、市町村内に事務所を有する法人等が納税義務者となります。

- 納税場所

所轄の道府県・市町村に申告・納税します。ただし、複数の道府県及び市町村に事務所等が所在する場合は、「課税標準額の分割」を行い、それぞれの道府県や市町村に申告・納税します。

- 納付時期

法人住民税は原則として事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に申告納付します。

法人住民税の計算方法

- 課税標準と税率

法人住民税は、課税の範囲として「均等割」と「法人税割」の2つに分けられます（上記の(2)の法人の場合は均等割のみ）。

均等割は、資本金等の額に応じて均等の額により課される税です。道府県民税は2万円から80万円の5段階、市町村民税は5万円から300万円の9段階に分かれています。

法人税割は、その事業年度の法人税の額に税率をかけたものです。税率は地方公共団体ごとに「標準税率」と「制限税率」の間で定められます。道府県民税の標準税率は3.2%、制限税率は4.2%とされており、市町村民税の標準税率は9.7%、制限税率は12.1%とされています。

法人事業税

法人事業税は、法人が行う事業に対し、その事業から生じる所得に課される道府県民税です。法人が事業を行う際は、各種の公共施設（道路等）の利用など、公共サービスを受けています。この税金は、その経費の一部を法人が負担するために設けられています。

- 納税義務者

その都道府県内に事業所や事務所を設けている法人が納税義務者となります。

- 納税地

所轄の道府県に申告・納税します。ただし、複数の道府県及び市町村に事務所等が所在する場合は、「課税標準額の分割」をします。その分割基準として、法人事業税の場合は、業種によって異なるものを使用します。

(1)製造業…従業者数

(2)倉庫業・ガス供給業…有形固定資産の価額

(3)電気供給業…有形固定資産の価額と発電に使用するものの価額

(4)鉄道事業・軌道事業…軌道のキロメートル数

(5)上記以外の非製造業…事業所等の数と従業者数

- 納付時期

法人事業税は原則として事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に申告納付します。

法人事業税の計算方法

- 課税標準と税率

課税標準と税率は、法人が行う事業の種類と資本金・出資金の額により、以下の4つのケースに分けられます。

(1)資本金1億円超の普通法人…外形標準課税が適用されます。課税標準は「付加価値額」「資本金等の額」「所得」の3つで、それぞれ標準税率は下記のとおりです。

- 付加価値割…0.96%

- 資本割…0.4%

- 所得割

年間所得のうち、

400万円以下の金額…0.9%

400万円を超え800万円以下の金額…1.4%

800万円を超える金額…1.9%

なお、付加価値額とは、下記の式で求められる額のことをいいます。

付加価値額＝収益配分額（報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料）+単年度損益

(2)資本金1億円以下の普通法人等…課税標準は「所得」のみであり、標準税率は下記のとおりです。

- 所得割

年間所得のうち、

400万円以下の金額…3.4%

400万円を超え800万円以下の金額…5.1%

800万円を超える金額…6.7%

(3)特別法人（協同組合等及び医療法人）…課税標準は「所得」のみであり、標準税率は下記のとおりです。

➤ 所得割

年間所得のうち、

400 万円以下の金額…3.4%

400 万円を超える金額…4.6%

(4)電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人…課税標準は「収入金額」のみであり、標準税率は「収入割：0.9%」となっています。

地方法人税

地方法人税は、平成 26 年 3 月 31 日に公布された「地方法人税法」により創設された国税であり、平成 26 年 10 月 1 日以後開始する事業年度から納税が必要となっています。地方法人税が創設される代わりに、法人住民税の税率が引き下げられました。国が徴収した地方法人税は、地方交付税として地方自治体へ交付されます。

- 納税義務者

法人税の納税義務者と同様です。

- 納付時期

地方法人税は、法人税と合わせて国に申告納付します。

- 課税標準と税率

課税標準は各事業年度の法人税額であり、税率は 4.4%とされています。

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日の時点で、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している者に対して課される地方税です。

- 納税義務者

毎年1月1日の時点で固定資産の所有者として課税台帳に登録されている法人が納税義務者とされています。固定資産のうち償却資産とは、庭や路面、看板などの構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品などを指します。パソコンやエアコン、コピー機、LAN設備など、どのオフィスにも存在するような資産も償却資産の対象となります。

- 納税場所

その固定資産が所在する市町村に納めます。なお東京都23区においては特例で都が課税することになっています。

- 納付時期

4月、7月、12月、翌年2月において条例で定める納期に4回に分けて納付します。

固定資産税の計算方法

- 課税標準と税率

課税標準は固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格です。土地、家屋の価格については、3年に1度の基準年度において適正な時価を反映させるために全件評価替えが行われます（直近の基準年度は平成27年度）。

なお、価格が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合には、その価格を免税点とし、課税されないことになっています。

標準税率は一律で1.4%と定められています。

固定資産税の申告方法

毎年1月1日時点で所有している償却資産を、その年の1月31日までに、資産が所在する市町村に申告します。その申告と調査をもとに資産の価格が決定し、課税台帳に登録され、納税通知書が送付されます。

さいごに

今回は、企業が納める主な税金一覧について紹介するとともに、その中でも特に重要である、法人税、消費税、法人住民税、法人事業税、地方法人税、固定資産税の概要や計算方法等について詳しく解説しました。

税法は複雑で分かりにくい部分も多いですが、自社がどの区分に当てはまり、課税標準や税率がどうなるのか、そして国の政策的な支援による税額控除を受けられる場合はないのか等を細かく確認することが大切です。

また、税率をはじめとして税制は改正されることが多いため、常に新しい情報をキャッチアップしていくことも重要です。

このマニュアルが、納税にお悩みの経理担当者の方にとって役立つものとなっていたら幸いです。

今後企業は厳格な管理が求められる

急速な少子高齢化、人口減少によって働き手の確保はどの企業にとっても大きな課題となっている昨今。国は高齢者や女性、障害者などの雇用・活躍を推進する一方で、過重労働防止対策の強化や正規・非正規社員の待遇格差の解消など、すべての労働者がいきいきと働く社会の現実に向けて様々な対策に力を入れています。

このような国が目指す「全員参加型社会」の実現に向け、新たに様々な法改正が続いていく予定であり、企業にとってますます厳格な管理が求められることになるでしょう。

次世代勤怠管理システム“AKASHI”

今後、より一層重要性を増す労働時間管理。勤怠管理システムを活用することで、効率的かつ確実に労働時間を管理することが可能となります。ソニービズネットワークス株式会社が提供する「次世代勤怠管理システム AKASHI」は、パソコンやスマートフォンなどのデバイス上からワンクリックで打刻でき、勤怠状況がリアルタイムで把握できるサービスです。

AKASHI は洗練された UI デザインで「誰でも使える」を実現しました。



ワンクリックで勤怠が確認

出勤簿の表示項目は自由に設定

ICカードやタブレット打刻対応

タイムカードや申請用紙は不要

コンプライアンス・法改正対応

管理者も従業員もアラートで瞬時に確認

AKASHI できること

IT の進んだ現代でも、勤怠管理をタイムカードの紙の申告書、手作業で行っている企業も少なくありません。この手法では、働き方が多様化し勤怠管理がより厳格化されている今日では、ミスや不正を生み出す要因となってしまいます。


AKASHI では、パソコンやスマホで簡単に退社、残業の報告ができ、これらのデータを一元管理することができます。また、GPS 打刻機能により、直行・直帰や出張先でも社員の勤怠を正確に把握することもできます。

さらに、これらのデータを給与計算システムと連動させれば簡単に給与計算も行うことができ、上手に活用することによって労務管理にかかるコストを大幅に削減することが可能になります。



<https://ak4.jp/>

※AKASHI は、ソニービズネットワークス株式会社の商標です。

※  は、ソニービズネットワークス株式会社の商標です。